○経済産業省告示第二百五十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十八年十月十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

別表一補助金等の名称の項中、「サービス産業強化事業費補助金」を「サービス産業強化事業費補助金　災害対応ロボット等実証施設整備費補助金」に、「地域企業立地促進等事業費補助金」を「地域企業立地促進等事業費補助金　地域新成長産業創出促進事業費補助金」に、「中小企業経営支援等対策費補助金（グローバル技術連携支援事業、グローバル農商工連携推進事業、ものづくり中小企業・小規模事業者等新事業創造促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業に限る。）、地域産業資源活用支援事業、地域商業自立促進事業、中小企業・小規模事業者連携促進支援事業、中心市街地再興戦略事業、農業成長産業化実証事業、先端農業産業化システム実証事業、ふるさと名物応援事業、商店街・まちなかインバウンド促進事業（認定中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業に限る。）、地域産業資源活用支援事業、地域商業自立促進事業、中小企業・小規模事業者連携促進支援事業、中心市街地再興戦略事業、農業成長産業化実証事業、先端農業産業化システム実証事業、ふるさと名物応援事業、商店街・まちなかインバウンド促進支援事業（認定中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業に限る。）及び地域未来投資促進事業（商店街・まちなか集客力向上支援事業（認定中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業）に限る。）に係るものに限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（グローバル技術連携支援事業、グローバル農商工連携推進事業、ものづくり中小企業・小規模事業者等新事業創造促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業に限る。）、地域産業資源活用支援事業、地域商業自立促進事業、中小企業・小規模事業者連携促進支援事業、中心市街地再興戦略事業、農業成長産業化実証事業、先端農業産業化システム実証事業、ふるさと名物応援事業、商店街・まちなかインバウンド促進支援事業（認定中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業に限る。）」に改める。

別表一構築物の項中

テレビ共同受信設備	一〇

を

テレビ共同受信設備	一〇
放送用又は無線通信用のもの	
鉄塔及び鉄柱	
円筒空中線式のもの	三〇
その他のもの	四〇
アンテナ	一〇

に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百四十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月六日付けをもって次の有害水バラスト処理設備を相当指定したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）附則第十三条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

相当指定番号	設備の名称	設備の型式	製造者等の名称	製造者等の住所
第４号	GloEn－Patro［™］Ballast Water Management System	GloEn-P	PANASIA Co.,Ltd.	55, mieumsandan3-ro, Gangseo-gu, Busan, 46744, Korea

○原子力規制委員会告示第九号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の二十六の三第一項の規定により、平成二十八年十月五日次のとおり型式設計特定容器等をその型式について指定した。

平成二十八年十月十八日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

指定の番号	特定容器等の種類	特定容器等の名称及び型式	型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件	製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
T－DPC－16001	金属製の乾式キャスク	MSF－52B型	申請書に記載のとおり。	三菱重工業株式会社　東京都港区港南二丁目16番５号　取締役社長　宮永　俊一

○北陸地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
新発田市島潟字赤沼二八〇番一から同市島潟字赤沼三九四番一まで	前	一六・六六～二八・七四	〇・一一〇	
	後	三三・〇二～三八・一八	〇・一一〇	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中部地方整備局告示第百九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十八年十月十八日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
四百十四号	下田市六丁目二九四番三から同市箕作字横世ノ米三八五番一まで	改築	平成二十八年十月十八日

○中部地方整備局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考	
松阪市小津町字八準歸五二一番二から同市八太町字クリ穴五八三番一まで	前	一二・二〇～一六・〇〇	二九・〇〇～一八四・〇〇	一一・九五〇～一三・六五八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一二・二〇～一六・〇〇	二九・〇〇～一八四・〇〇	一一・九五〇～一三・六五八	
	B	一二・二〇～一六・〇〇	二九・〇〇～一八四・〇〇	一一・九五〇～一三・六五八	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所